

～自治委員会総会感想文回答～

先日の2015年度前期自治委員会総会では、参加者のみなさんから感想文を通して多くの質問・意見が寄せられました。紙面の都合上、寄せられた質問・意見の一部に対して、学生自治会からの回答を掲載します。



～決議案に対する質問および自治会からの回答～

Q1.

情報宣伝に関して『NASCA』受け取れなかったです。授業前に配布しているようですが、他の機会に配付することはできないでしょうか？

A1.

自治会総合情報誌『NASCA』について、学生自治会は学類や課程の必修科目や専門科目の授業の開始前に配付を行っています。必修の授業がないもしくは演習や実験など配付が困難である科目のみが必修である場合には専門科目での配付を行っています。また、配付時に欠席されているなどして『NASCA』を受け取れなかった場合でも、『NASCA』を閲覧できるように学生自治会のウェブサイトに掲載しています。

Q2.

立て看・ステージバックに関する回答で”立て看・ステージバックの付近に人が来ることを防止する”ということでしたが実際風が吹いても倒れます。友祭では友好祭実行委員会の者が監視(椅子に座り、来場者を見張る)して対応したが、自治会の見回る頻度を増やしたところであまり意味がないと思われます。子供は、すぐにステージバックや立て看板の付近にきてしまうので、見回るといふ対応では遅いと思ひます。

A2.

立て看板の見回りを行うほか、風が強く、立て看板が倒れる可能性が高いときには立て看板を倒すなどの対策をとっています。また、管理体制の強化方法は立て看板の管理担当団体である友好祭実行委員会や白鷺祭実行委員会と協議しています。

Q3.

ステージの調整会議についてですが、3月17日だけでなく4月にも実施されたと思うんですけど、それは含めないのですか

A3.

ステージの利用調整会議は4月14日にも実施しましたが、内容は3月17日と同様であるため、省略しました。4月14日に実施されたものも、調整会議に含まれています。

Q4.

【学生団体連絡会議】の「4. 新歓時期に～」の項目について、オリエンテーションにおける勧誘の対策についてしかなされていない気がする。オリエンテーションの際に、クラブ・学生団体とサークルの差があるのはよいのだが、あきらかに入学手続き当日の出入口が混雑しているように見えた。

又、日々の学生生活における新歓にはどんな規制をしているのだろうか？会場にビラが落ちまくっているサークル等の団体をよく見る。本来、不必要なビラを受けとる新入生は中々いないわけで、このような状況が起こるのはおかしい。私が学校内を歩いて勧誘の様子を見た感じ新入生の負担となっている過度な勧誘が現在でも行われていると思います。学生団体に所属している身分としてはなはだ遺憾です。しっかりと対応していただけたら嬉しいです。

A4.

入学手続き日について、出入口の混雑を可能な限り避けられるよう善処しましたが、あまりに規制を厳しくしてしまうと、勧誘する学生にとっては勧誘の機会が失われることになると学生自治会では考え、平成27年度入学生の入学手続きの際には出入口での勧誘は各団体3人までとしました。ご指摘を踏まえ、次年度以降はさらに対策を講じたいと考えます。

また、勧誘活動は、勧誘する学生にとってよい機会となるのみではなく、新入生にとっても充実した学生生活を送ることができる場を見つける機会になると学生自治会は考えています。日々の勧誘について規制を行うと、その機会が制限されうると考え、日々の規制は行いませんでした。しかし「ビラが落ちまくっている」「勧誘の様子を見た感じ新入生の負担となっている過度な勧誘が現在でも行われている」とのご指摘について、次年度以降の勧誘の状況を確認して必要であれば対策を行うことを検討します。

～決算・予算案に対する質問および自治会からの回答～

Q1.

決算報告にあった繰り越し金があんなにあるなら自治会費を安くするか各団体の援助金を増やしたらいいのでは？

A1.

学生自治会では活動を拡大・充実させることにより、繰越金を漸減させています。また、現在のところ自治会費の減額は考えておりません。

Q2.

去年も途中退学で自治会費の返却があったような気がします。毎年のことならなんらかの諸経費として支出の部に予算くんだりはしないのでしょうか。

A2.

2013年度は途中退学による自治会費の返還はありませんでした。また、学生自治会は途中退学による自治会費の返却に関して予算を設けていません。

Q3.

白さぎ祭実行委員会の援助金の予算案が昨年に対し10万円増えているのに対して、友好祭実行委員会の援助金の予算案が昨年と同じなのはなぜですか？

A3.

学生団体への援助金は援助を希望する団体から書面で金額を提示してもらい、その金額に対して学生自治会が同意するという形で決定しています。最終的な同意はこちらで判断しますが、提示した金額によっては学生団体への援助金があがることもあります。

また、2015年度の友好祭実行委員会援助金が2014年度の援助金と同額なのは、友好祭実行委員会から提示してもらった金額が2014年度と同額であったからです。

Q4.

行事主催費もっとくわしく説明しろ

A4.

行事主催費は学生自治会が主催する行事に執行される費用のことです。2014年度は平成27年度入学生を対象にクラスオリエンテーションを実施したため、行事主催費が執行されました。

Q5.

交通費とは何か。どこへの移動に使用しているのか。

A5.

交通費とは、学生自治会役員が学外で活動する際に執行されるものです。2014年度はりんくうキャンパスでの活動、入学式・クラブ紹介の運営の際に交通費が執行されました。

Q6.

通信費は大学のWi-FiおよびLANではいけないのか

A6.

大阪府立大学が設置している学内無線LANは、「学術的な活動」を行うことを目的に整備されているため、「課外活動」を行う学生自治会は、学内無線LANを利用していません。

Q7.

印刷機等購入積立金が多すぎる気がします。これなら3年もあれば新しいものが買えると思います。

A7.

印刷機等購入積立金は、学生自治会室にあるコピー機や印刷機、パソコン、プリンターの再購入に関する積立金ですので、2014年度に買い換えを行ったコピー機のほかに、印刷機やパソコン、プリンターの再購入に向けた積み立ても行っています。

Q8.

途中で会計資料が回収されるのはどういう理由があるのでしょうか。また、それによって、総会に来ている人のみが一時的に予算・決算を見れるのは会計の透明性として問題があるのではないのでしょうか。

A8.

会計資料が流失し、不正確な情報が流布されることを防ぐために会計資料を回収しています。また、自治会室にお越しいただければ担当者から会計資料をお見せします。

～その他、総会全体を通しての質問・意見および自治会からの回答～

Q1.

諸々の活動の結果がどうだったのかはNASCAとかに書くんですか？

A1.

活動報告は『NASCA vol.46～自治総情宣言～』に掲載しました。また、過去に発行した『NASCA』は学生自治会のウェブサイトから閲覧することができます。

Q2.

評議員が休憩後参加する意味はあるのでしょうか。無いなら自由参加で良いのではないのでしょうか

A2.

人数把握の関係上、総会中は原則として退出できません。ご理解の程よろしく願います。また、評議員の方には採決の結果を見届けていただきたいと思います。

たくさんの質問・意見ありがとうございました
こちらに記載していない意見についても学生自治会の活動の参考にします
これからも学生自治会をよろしく願います